

# 上野事務所ニュース

25年2月号

千葉市中央区弁天2-14-3 TEL043-287-1497 FAX043-254-6641

E-mail ueno@athena.ocn.ne.jp

## 均衡待遇・正社員化推進奨励金廃止予定について

均衡待遇・正社員化推進奨励金は、平成25年3月31日をもって廃止予定です。

申請を希望される場合、対象となる制度を就業規則に規定し、平成25年3月31日までにパートタイマーや期間契約者へ、次の①から⑤のいずれかを適用する必要があります。

①	正社員転換制度	正社員に転換したこと
②	共通処遇制度	正社員と対象労働者を当該制度により格付したこと
③	共通教育訓練制度	延べ10人以上（中小企業）の対象労働者1人につき6時間以上教育訓練を実施したこと
④	短時間正社員制度	短時間正社員制度を適用したこと
⑤	健康診断制度	対象労働者延べ4人以上に健康診断を受診させたこと

◆当該奨励金を受給するためには、労働者を解雇していないといった支給要件を満たしている必要があります。

## 「政令26業務」の派遣期間見直しについて

労働者派遣関連の使用者団体は、「業務」に基づいて派遣期間を制限する現行

制度の抜本の見直しを要請しています。具体的には、派遣期間制限のない「2

6業務」を撤廃し、同一派遣労働者の同一派遣先への派遣期間を「3年」とするルールに統合すべきというものです。

## 社会保険の加入時期について

次の①から④に該当する人は社会保険の加入はできませんが、一定の要件を満たす

ことになった場合、加入する必要があります。

### ①日々雇い入れられる者

【要件】1ヶ月を超えて引き続き使用されるようになった場合は、1ヶ月を超えた日から加入

### ②2ヶ月以内の期間を定めて使用される者

【要件】所定の期間を超えて引き続き使用されるようになった場合は、その所定の期間を超えた日から加入

### ③季節的業務（清酒の醸造、スキー場など）に使用される者（4ヶ月以内）

【要件】継続して4ヶ月を超える予定で使用される場合は当初から加入

### ④臨時的事業（万博、展覧会など）の事業所に使用される者（6ヶ月以内）

【要件】継続して6ヶ月を超える予定で使用される場合は当初から加入

## 今年、生年月日で影響を受ける方

(1)平成5年生まれ（満20歳）

・国民年金に加入

→20歳の誕生日

の前日の属する月から国民年金保険料

がかかります。

(2)昭和48年生まれ(満40歳)

- ・介護保険第2号被保険者に該当  
→誕生日前日の属する月の翌月に支払われる給与から健康保険料に加えて、介護保険料も徴収します。

(3)昭和28年生まれ(満60歳)

- ・老齢厚生年金の請求と在職老齢年金  
→必要な加入年数を満たしている場合請求を行います。社会保険に加入している人は、老齢厚生年金の基本月額と社会保険の標準報酬月額、標準賞与額を12で割った額を合算した金額が28万円を超えると、年金に支給停止部分が出てきます。
- ・60歳到達時賃金月額登録  
→5年以上雇用保険に加入している場合、登録を行います。60歳到達時賃金月額の75%未満の賃金で働く場合、高年齢雇用継続基本給付金が支給されます。

(4)昭和24年4月1日以前生まれ

- ・雇用保険料が免除  
→4月分の給与から控除の必要はありません。

(5)昭和23年生まれ(満65歳)

- ・介護保険第1号被保険者に該当  
→介護保険料は直接市町村に納付(年金から天引き)となります。誕生日の前日の属する月の翌月に支払われる給与から介護保険料を控除する必要はありません。
- ・在職老齢年金の支給制限緩和  
→28万円が46万円に緩和されます。老齢基礎年金は満額受給です。

(6)昭和18年生まれ(満70歳)

- ・厚生年金被保険者資格喪失  
→在職老齢年金の支給制限は引き続

きます。

(7)昭和13年生まれ(満75歳)

- ・後期高齢者医療制度に移行します。

Q&Aなぜなにどうして?

**Q** 昼休みの休憩時間を自宅で取りたいという社員がいます。当社では昼休みの外出を許可制にしているのですが、上司の許可を得て帰宅する途中で災害にあった場合、通勤災害として労災保険が適用されますか？

**A** 休憩時間中は労働から解放された時間であり、原則として労働者に自由に利用させなければなりません。休憩時間中の外出について「許可制」にすることも事業場内において自由に休憩し得る場合には、必ずしも違法にはならないとされています。

「通勤」とは、労働者が就業に関し、住居と就業の場所との間の移動、複数事業場の移動等について合理的な経路および方法により行うことをいいます。

通勤は1日について1回のみしか認められないものではありません。(昭48.11.22基発第644号、平18.3.31基発第0331042号)。昼休み等に帰宅し午後の業務のため出勤した場合の往復行為や、午前の勤務を終え早退するような場合であっても、その後ただちに住居へ向かう場合は、就業との関連性が認められますので、合理的な経路である限り通勤災害であるといえます。

一方、入社後に、業務に必要な書類を取りに帰るため等、事業主の命令により会社と自宅の間を往復している際に起きた災害である場合は、本人の積極的な恣意行為や私的行為などが無い限り、通勤災害ではなく、業務災害になるといえます。